

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

誰がゴールテープを持って迎え入れてくれる人にまで心を馳せるだろうか。

小平奈緒が、今年10月の全日本距離別選手権を競技人生のゴールに置きました。「次の世界に飛び込むために、いろいろな人に支えて貰いながら次のスタートラインにつけるところがゴール」と語る彼女が見ている先は、次のゴールまでにできるアスリートである自分の社会的存在理由です。

人は支え合いながら、思いやりあいながら生きるのだと実感したボランティアの経験から人生観を転換していきました。

強さは優しさがあってこそ輝きます。

私の書棚より

○「死」は生物学的には、土に還るとしか言えませんが、一方では大循環、つまり永遠につながるものであるように思えます。そして、すべてを平等にしてくれる存在だと言えるのではないかと思います。

○私たちは死の遺伝子がプログラムされていることによって「必ず死ぬる」のです。そして自死性を有する死すべき存在だからこそ、与えられた有限の人生をしっかりと生き抜こうと思えることができます。

「ヒトはどうして死ぬのか」
田沼靖一著 幻冬舎新書

税務アンテナ

□相続財産は預金、不動産、有価証券等のプラスの財産から借入金、未払金等のマイナスの財産を控除して相続税の基礎となる課税価格を算出します。

相続財産から控除できる債務とは、被相続人が負った相続時点の債務で、借入金、準確定申告に係る所得税や消費税、未払の入院費用、公共料金、住民税、固定資産税等です。又、香典返しを除いた葬儀費用や寺院へのお布施も控除の対象となります。

ただし、遺産分割に係る弁護士費用や相続税申告に係る税理士費用、初七日や法事費用、墓地や仏壇等の未払金は控除の対象になりません。

□法人が役員に対して支給する給与の額のうち定額同額給与に該当しない額は損金に算入されません。

定期給与の額につき、給与改定がされた場合、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日までにされる定期給与の額の改正であれば、その改正からその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であれば、定期同額給与に該当します。

3月決算法人で定期給与の支給日が毎月20日である場合に翌職務執行期間に係る最初の給与の支給時期を7月20日支給分からすることも定期同額給与に該当します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

10日	○ 5月分の源泉所得税の納付
30日	○ 4年4月決算法人の確定申告 ○ 3年10月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 3年7月、10月、4年1月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 6月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------